

教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として
文部科学大臣が定める施設第3号に規定する施設を定める件

平成 25 年 8 月 8 日
文 部 科 学 大 臣 決 定

教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設（平成25年文部科学省告示第132号）第3号に規定する文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して別に定める施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、次の第1から第9までに掲げる基準を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けているもの（当該施設が都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合を除く。）とする。

第1 保育に従事する者の数及び資格

- 1 保育に従事する者の数は、施設の主たる開所時間である11時間（開所時間が11時間以内である場合にあつては、当該開所時間）について、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、施設1につき2人以上であること。また、主たる開所時間である11時間以外の時間帯については、常時2人（保育されている乳幼児の数が1人である時間帯にあつては、1人）以上であること。
- 2 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人以下の場合にあつては、1人）以上に相当する数の者が、保育士又は看護師の資格を有する者（少人数の乳幼児を保育する施設等にあつては、幼稚園教諭免許状を有する者又は都道府県等が実施する研修の受講者等で、都道府県知事が当該施設の保育の実態を勘案して保育士に準じた専門性や経験を有していると認めた場合のこれらの者を含む。）であること。
- 3 保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられていないこと。

第2 保育室等の構造、設備及び面積

- 1 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室（給食を施設外で調理している場合、乳幼児が家庭から弁当を持参している場合等にあつては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。）及び便所があること。

- 2 保育室の面積は、乳幼児1人当たりおおむね1.65平方メートル以上であること。
- 3 おおむね1歳未満の乳幼児の保育を行う場所は、その他の幼児の保育を行う場所と区画され、かつ、安全性が確保されていること。
- 4 保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。
- 5 便所用の手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ、乳幼児が安全に使用できるものであること。
- 6 便器の数は、幼児おおむね20人につき1以上であること。

第3 非常災害に対する措置

- 1 消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。
- 2 非常災害に対する具体的計画が立てられているとともに、非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の設備等

- 1 保育室を2階に設ける建物は、保育室その他の乳幼児が出入りし又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。なお、当該建物が次の(1)及び(2)のいずれも満たさないものである場合にあっては、第3に掲げる設備の設置及び訓練の実施を行うことに特に留意されていること。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。
- (2) 次の表の上欄のア及びイの別に、同表の下欄に掲げる設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)のいずれかが、1以上設けられていること。

ア	(ア) 屋内階段
	(イ) 屋外階段
イ	(ア) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
	(イ) 待避上有効なバルコニー
	(ウ) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
	(エ) 屋外階段

- 2 保育室を3階以上に設ける建物は、次の(1)から(7)までに該当するものであること。
 - (1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
 - (2) 次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄のア及びイの別に、同表の下欄に掲げる設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難

上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

3 階	ア	(ア) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
		(イ) 屋外階段
	イ	(ア) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
		(イ) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
(ウ) 屋外階段		
4 階 以 上	ア	(ア) 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段
		(イ) 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
	イ	建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段

- (3) 調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の当該床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調節するための装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

ア 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理室に調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること

- (4) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること。
 (5) 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
 (6) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
 (7) カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

第5 保育の内容等

1 保育の内容

- (1) 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。
 (2) 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせ

された健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画が定められていること。

- (3) 乳幼児の生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、かつ、それが実施されていること。
- (4) 乳幼児に対し漫然とテレビやビデオを見せ続ける等、乳幼児への関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。
- (5) 必要な遊具、保育用品等が備えられていること

2 保育に従事する者の保育姿勢等

- (1) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られていること。
- (2) 保育に従事する者が保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。
- (3) 乳幼児に身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、乳幼児の人権に十分配慮されていること。
- (4) 乳幼児の身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。

3 保護者との連絡等

- (1) 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。
- (2) 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。
- (3) 保護者や施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子や施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等適切に対応されていること。

第6 給食

1 衛生管理の状況

調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。

2 食事内容等の状況

- (1) 乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。
- (2) 調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。

第7 健康管理及び安全確保

1 乳幼児の健康状態の観察

乳幼児一人一人の健康状態の観察が乳幼児の登園及び降園の際に行われていること。

- 2 乳幼児の発育状態の観察
身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。
- 3 乳幼児の健康診断
継続して保育している乳幼児の健康診断が入所時及び1年に2回実施されていること。
- 4 職員の健康診断
 - (1) 職員の健康診断が採用時及び1年に1回実施されていること。
 - (2) 調理に携わる職員の検便が、おおむね1月に1回実施されていること。
- 5 医薬品等の整備
必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。
- 6 感染症への対応
乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。
- 7 乳幼児突然死症候群の予防
 - (1) 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。
 - (2) 乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせることとされていること。
 - (3) 保育室での禁煙が厳守されていること。
- 8 安全確保
 - (1) 乳幼児の安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。
 - (2) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。
 - (3) 不審者の施設への立入防止等の対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制が整備されていること。

第8 利用者への情報提供

- 1 施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすいところに掲示されていること。
- 2 施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。
- 3 施設において提供される保育サービスを利用しようとする者から利用の申込みがあったときは、その者に対し、当該保育サービスの利用に関する契約の内容等についての説明が行われていること。

第9 帳簿の備付け

職員及び保育している乳幼児の状況を明らかにする帳簿が整備されていること。